

令和5年（2023年）2月6日

報道機関各社 様

札幌市国民健康保険の「督促状」および「年間領収額のお知らせ」の送付誤りについて

このたび、札幌市国民健康保険の「督促状」および「年間領収額のお知らせ」について、住民登録地と異なる住所に誤って送付した事案が発生しましたので、お知らせいたします。

対象の皆さまに深くお詫び申し上げますとともに、今後同様の事案が発生することがないように再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

本市では、一時的に親類の家に住んでいるなど、住民登録地と異なる場所に住んでいる国民健康保険加入者に対しては、送付先住所の届け出を受け、関係書類を住民登録地ではなく、現に住んでいる場所に送付している。

国民健康保険を一度脱退し、その後再加入した方のうち、再加入時に送付先住所の届け出を行わなかった方については、前回加入時に送付先住所の届け出を行っていたとしても、従前の届け出のあった場所ではなく、住民登録地に書類を送付している。

今回、国民健康保険に再加入した方の一部の関係書類※について、本来住民登録地へ送付するところ、住民登録地ではなく、前回加入時に届け出していた送付先住所へ送付したものの。

※ ①督促状：納期限までに保険料を完納されない世帯を対象に送付

②年間領収額のお知らせ：前年（1～12月）に口座振替で保険料を納付した世帯に納付額をお知らせする通知（毎年1月下旬発送）

2 対象世帯数

- ・督促状（令和4年度）：1世帯
- ・年間領収額のお知らせ（令和4年度）：3世帯

【内訳】

（世帯）

| | 督促状 | 年間領収額のお知らせ |
|-----|-----|------------|
| 白石区 | 1 | - |
| 厚別区 | - | 3 |
| 合計 | 1 | 3 |

3 判明した経緯

「年間領収額のお知らせ」を受け取った方から誤って送付されている旨の連絡を受け確認したところ、計4世帯に対し誤って送付したことを確認した。

4 原因

今回のケースに該当する方については、システムで対象者を抽出の上、手作業で送付先住所を修正しなければならないが、システムで対象者を抽出する際に、設定条件に漏れがあり、一部の方が抽出されていなかったことによるもの。

5 判明後の対応

対象者に対し速やかに謝罪と説明を行うとともに、対象者が正確に抽出されるようシステムの修正を行った。

6 再発防止策

データの抽出に当たっては、関係部局と綿密な事前協議を行うとともに、抽出後に再度誤りがないかチェックを徹底することにより、再発防止に努める。

問い合わせ先

保健福祉局保険医療部保険事業担当課 清水・杉本

電話：211-2952、ファクス：218-5182